

定 款

株式会社ガイアックス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ガイアックスと称し、英文では Gaiax Co.Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業及びこれに関連する事業を営むこと、並びに、次の事業及びこれに関連する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社、組合の株式若しくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに関連する業務を行うことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
2. インターネット等のネットワークを利用した情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
3. インターネットの接続仲介業、アクセスサービス業
4. インターネットのホームページの企画立案
5. コンピューターシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務
6. コンピューターネットワーク、インターネットの利用に関するトラブル処理および指導
7. コンピューター機器およびソフトウェアの販売、賃貸、設置、及びメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供
8. インターネットを介した各種物品およびサービス等の販売
9. 経営コンサルティング業
10. 広告業
11. 広告代理業
12. 有価証券の取得、投資、保有および運用
13. 不動産業、レンタルスペース等の管理、運営
14. 飲食店業
15. 旅行業
16. 関係会社の管理
17. 労働者派遣事業
18. 有料職業紹介事業
19. 前各号に付帯または関連する一切の事業及び業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を、東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、11,607,800株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は、毎年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は取締役会で定めた取締役が招集する。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(2) 株主総会は、取締役会で定めた取締役又は執行役が議長となる。その取締役又は執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、本人又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会

(員数)

第17条 当社に取締役10名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(2) 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。但し緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(3) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第21条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(委員会の委員)

第22条 当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。前項の各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議をもって定める。

第5章 執行役

(員数)

第23条 当社に執行役1名以上を置く。

(選任)

第24条 執行役は取締役会において選任する。

(任期)

第25条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第26条 取締役会は、当社を代表すべき執行役若干名を選定する。

(2) 取締役会の決議により、執行役会長及び執行役社長各1名、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役を各若干名選定することができる。

第6章 取締役、執行役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）、執行役（執行役であった者を含む。）及び監査役であった者の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

(2) 当社は、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の最低額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第29条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。

(2) 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 当社の期末配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しすることができる。

(2) 当社の中間配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しすることができる。

(自己株式の取得)

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金又は中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

第1条 この定款の変更は決議の日から実施する。

平成 11 年 12 月 15 日改定
平成 12 年 3 月 21 日改定
平成 12 年 4 月 28 日改定
平成 12 年 7 月 31 日改定
平成 12 年 9 月 22 日改定
平成 12 年 12 月 5 日改定
平成 14 年 8 月 28 日改定
平成 15 年 8 月 27 日改定
平成 17 年 1 月 31 日改定
平成 17 年 4 月 19 日改定
平成 17 年 8 月 29 日改定
平成 18 年 8 月 30 日改定
平成 21 年 3 月 30 日改定
平成 21 年 7 月 1 日改定
平成 23 年 7 月 1 日改定
平成 24 年 7 月 1 日改定
平成 25 年 7 月 1 日改定
平成 26 年 9 月 12 日改定
平成 29 年 3 月 30 日改定
令和 2 年 3 月 27 日改定
令和 4 年 3 月 30 日改定

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 前条の規定にかかわらず現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

（2）前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。

（3）本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。